

第4次鹿角市スポーツ推進計画

(かづのいきいきスポーツマスタープラン)

(案)

令和8年 月 日

鹿角市教育委員会

かづのいきいきスポーツマスタープラン

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画期間	2
5	推進体制	2
6	評価体制	3

第2章 計画推進のための視点

1	スポーツの意義	4
2	スポーツの価値	4
3	本計画におけるスポーツの範囲	4
4	スポーツを取り巻く社会の潮流	5

第3章 計画の基本理念

基本理念	7
------	---

第4章 基本目標と施策

基本目標と施策	8
---------	---

基本目標1	スポーツで誰もが健康生活につながる	8
-------	-------------------	---

基本目標2	スポーツで人とまちがつながる	8
-------	----------------	---

基本目標3	スポーツでまちの経済とつながる	9
-------	-----------------	---

第5章 施策の展開

施策

- 1-(1) ジュニア期のスポーツ機会の確保・・・・・・・・・・11
- 1-(2) 誰もが楽しめるスポーツライフの促進・・・・・・・・12
- 1-(3) スポーツに親しむ環境の保全・・・・・・・・・・13

- 2-(1) スポーツによる関係人口の拡大・・・・・・・・・・14
- 2-(2) スポーツ関係団体等中間支援機能の強化・・・・・・・・15
- 2-(3) スポーツを支える人材の育成と発掘・・・・・・・・16

- 3-(1) 地域スポーツのブランド力の強化・・・・・・・・・・17
- 3-(2) スキー大会の聖地づくりの推進・・・・・・・・・・18
- 3-(3) スポーツコンベンションの誘致・・・・・・・・・・19

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向について

国においては、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成24年に「第1期スポーツ基本計画」を、平成29年には、「第2期スポーツ基本計画」を策定しています。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」では、令和4年度から令和8年度までの5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めており、スポーツを取り巻く環境や社会状況の遷移を踏まえ、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざすために、次の3つの新たな視点を挙げています。

- ① 「つくる／はぐくむ」(社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す)
- ② 「あつまり、ともに、つながる」(様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る)
- ③ 「だれもがアクセスできる」(性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や気運の醸成を図る)

また、今後5年間に取り組む施策として、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、安全・安心の確保などの施策が強化されており、さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際交流・協力や、共生社会の実現等の施策の強化などが示されています。

(2) 鹿角市の取り組み

鹿角市では、平成19年3月に、スポーツ振興に関する基本的計画として「鹿角市スポーツ振興基本計画(かづのいきいきスポーツマスタープラン)」を策定しました。

平成28年3月には、平成23年8月の「スポーツ基本法」の制定を踏まえ、「第2次鹿角市スポーツ推進計画(平成28～32年度)」を策定し、「生涯スポーツで豊かな地域社会の実現」を基本理念に掲げ各施策を推進してきました。また、令和3年3月には、「第3次鹿角市スポーツ推進計画(令和3～7年度)」を策定しています。

市民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しめるスポーツの環境づくりに取り組んできたほか、「スキーと駅伝のまち・鹿角」を掲げ、多くの全国規模の大会を開催してきました。

2 計画策定の趣旨

本市では、国の「スポーツ基本法」の理念を尊重するとともに、スポーツ活動の推進とこれに伴う健康・体力の増進を促進し、生涯スポーツで豊かな地域社会の実現とスポーツを通じた地域づくりを推進してきましたが、この度、現行の計画期間が終了することから、国のスポーツ施策の取り組みや社会情勢の変化に対応するとともに、取り組みの更なる前進を図るため、新たに本市のスポーツ施策の基本となる事項を定めるとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「第4次鹿角市スポーツ推進計画（かづのいきいきスポーツマスタープラン）」を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、「スポーツ基本法」第10条に規定される「地方スポーツ推進計画」として、本市の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定するものです。

策定にあたっては、国が定める「第3期スポーツ基本計画」や、秋田県が定める「第4期秋田県スポーツ推進計画」を参酌するとともに、本市の最上位計画である「第7次鹿角市総合計画後期基本計画」や、その他の関係する計画との整合を図り策定します。

4 計画期間

計画期間は、令和8年度（2025年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

5 推進体制

本計画の推進にあたっては、鹿角市教育委員会と、鹿角市の関係部局が中心となって推進します。また、鹿角市スポーツ協会をはじめとする、スポーツ関係団体や国・県・他市町村とも連携し、効果が得られるようにします。

6 評価体制

本計画に掲げる取り組み成果を点検するため、基本目標ごとに「成果指標と目標値」を設定します。また、目標値は本計画の最終年度である令和12年度を目標として設定します。

本計画に掲げる施策は、進捗状況を毎年度把握し、審議機関である「鹿角市スポーツ推進審議会」へ報告を行い、助言等を経て次年度の取り組みに反映させることとします。また、本計画の策定や見直しについては、審議機関における検討や鹿角市行政評価制度における市民意向を十分反映しながら進めるものとします。

第2章 計画推進のための視点

1 スポーツの意義

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と「スポーツ基本法」の冒頭にあるように、「スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つ」です。

人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、大きな意義があります。

2 スポーツの価値

国の「第3期スポーツ基本計画」においては、スポーツの捉え方として、「スポーツは『する』『みる』『ささえる』という様々な形での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることに本質を持つもの」としています。また、このような楽しさや喜びは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながるものとしており、本市においても、こうした「スポーツの価値」を原点として大切にし、市民が生涯を通じてスポーツを実践できる環境を整えていくことが必要です。

さらに、「スポーツそのものが有する価値」を基本としつつ、スポーツによって得られる効果には、関係人口の増加や地域経済への貢献など、「スポーツが地域社会の活性化に寄与する価値」もまた、重要な観点です。

3 本計画におけるスポーツの範囲

本計画で示すスポーツとは、野球、バスケットボール等の競技スポーツに加え、ウォーキングやランニング、体操・ストレッチ・筋力トレーニング、登山や散歩等の健康や美容、余暇を目的に行う身体活動のほか、通勤時などに徒歩移動をすることなど、運動を意識して行う様々な身体活動のことを指します。

4 スポーツを取り巻く社会の潮流

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、中長期にわたり感染症対策が講じられた中で、活動制限による運動不足から、身体的及び精神的な健康を脅かす健康2次被害や子どもの健全な発育・発達への影響、テレワークの推進に伴う身体活動量の低下のほか、特に中高年齢者については体力・生活機能の低下をきたすリスクが高まりました。

令和5年5月からは5類感染症に移行したことにより、制限等が緩和され、フレイル予防や健康増進、生きがいつくりの面などから、特に健康リスクが高まった高齢者のスポーツ活動の促進が期待されます。

日常の中でスポーツ活動を再開し、すべての世代がスポーツに親しむことが求められています。

(2) 子どもの体力の低下

全国的に児童生徒の運動時間が減少し、運動をする・しない子どもの二極化が続いている中、国による「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、新型コロナウイルス感染症の影響により児童、生徒ともに体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかになりました。子どもの運動時間の減少や電子機器などの使用に費やす時間の増加、肥満の子どもの増加などに加え、学校活動の制限により体力向上の取り組みが減少したことが要因とされています。

その後の令和6年度の調査では、中学校男子ではコロナ前の水準に戻ったものの、小学校男子および中学校女子では令和5年度からほぼ横ばい、小学校女子は引き続き低下しています。

スポーツが好きな子どもを増加させ、生涯にわたりスポーツを継続し、健康で幸福な生活を営む資質や能力の育成が求められています。

(3) 学校部活動の地域への展開

少子化の加速や過度な練習による疲弊、指導時間等の教員への負担が全国的に問題視される中、スポーツ庁及び文化庁は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての考え方を示しました。

生徒数が減少し、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として整備することが求められています。

また、指導者の質など部活動にとどまらない新たな問題を提起しており、地域の実情に応じた解決が求められています。

(4) スポーツ関係団体等中間支援機能の強化

人口減少を背景として、スポーツ推進委員・スポーツ協会・地域スポーツクラブなどのスポーツ関係団体や、スポーツ施設の指定管理者など、地域のスポーツ活動を支えている団体等の役割や重要度が増しています。

これらの団体等は、市と市民との中間的な位置で、様々なスポーツ活動をコーディネートする機能を発揮できるほか、団体等有する人的ネットワークや物的資源、民間ノウハウを生かしたサービスの向上、さらには指導者の発掘・育成などにも大きく貢献しています。

それらの関係団体等の中間支援機能の強化に取り組むことは、地域の実情等に応じた持続可能で多様なスポーツ活動の提供につながります。

(5) デジタル技術革新の進展

I C T、A I、V Rなどの技術開発が急速に進展しています。

これらの技術は、新しい産業の創出・発展のみならず、人々の働き方やライフスタイル、健康管理、教育など、市民の生活にかかわるあらゆる分野での活用が期待されています。スポーツ分野においても、地方の小規模なスポーツイベントであってもライブストリーミング技術を使うことで全国、さらには世界中に発信できるようになり、これにより地域の魅力を広く伝え、観光客の誘致にもつながっています。また、トレーニング動画のオンライン配信やV Rを活用した新たなスポーツなど、多様な楽しみ方が展開されるものと考えられます。

経済産業の側面等から大きな期待が寄せられており、活用方針について考えていくことが求められています。

(6) スポーツビジネスの成長

スポーツは産業の一面を有し、国外においては既に巨大産業となっている現状があります。スポーツ庁では、スポーツ市場の規模拡大に向け、まちづくりや地域活性化にもつながるスポーツ施設の整備推進、スポーツ分野と他産業との連携による新事業創出と地域社会の課題の解決を目的とした取り組みを推進しています。

スポーツビジネスの発展により、スポーツ産業の活性化や市場の拡大を目指し、それらの収益をスポーツ環境の改善に還元することで、スポーツ参画人口の拡大につながるといった好循環を自律的に拡大していくことが期待されています。

第3章 計画の基本理念

基本理念は、本市の将来のあるべき姿として、スポーツによるまちづくりの共通のイメージとなるものです。

私たちが目指すのは、子どもから大人まで一人ひとりが生涯を通じてスポーツに親しみ、スポーツを通じて心身ともに生き活きと自分らしく暮らしている姿です。

人口が減少する地域社会にあっても、スポーツを楽しめる環境や特長のある資源を生かし、一緒にスポーツを楽しむ仲間や、イベントを支える団体などのほか、市外の地域ともつながることで、新たな出逢いが生まれていることです。

地域の特長を生かしたスポーツイベントなどが開催され、毎年多くの人々が集まる機会として定着していることで、滞留人口が増加し、外貨獲得による市民の経済活動と連動する営みとなっていることです。

このように、スポーツの力を切り口として、地域の魅力や新たな展開へと「つながる」ことで活力に満ちた地域社会が広がっていく姿をめざし、基本理念を次のとおり掲げます。

「スポーツでつながるまち かつの」

第4章 基本目標と施策

本計画では、基本理念に掲げた「スポーツでつながるまち かつの」をより明快に捉えたまちづくりを推進していくために、具体的な「つながり」について3項目を掲げ、基本目標として据えるとともに、基本目標に基づいたそれぞれの施策においては、取り組むべき事項を示し、目標の達成を目指します。

基本目標1 スポーツで誰もが健康生活につながる

スポーツによる身体活動を通じ、性別や世代、地域、障がいの有無に関わらず、市民の誰もが健康な心身を手に入れ、日々の生活が充実した状態を実現します。また、市民がいつでもスポーツに親しめるように、スポーツ施設などの安全で快適な環境整備を計画的に進めます。

《成果指標と目標値》

	基準値（R6年度）	目標値（R12年度）
市民1人当たりのスポーツ施設利用回数	7.3回	8.0回
週1回以上、運動やスポーツに親しんでいる市民の割合	62.5%	65.0%

《施策》

- (1) ジュニア期のスポーツ機会の確保
- (2) 誰もが楽しめるスポーツライフの促進
- (3) スポーツに親しむ環境の保全

基本目標2 スポーツで人とまちがつながる

スポーツを介し、市民と地域がつながり、ひいては市内の地域と市外の地域がつながり、多様な主体が交流することで地域の活力を創出するとともに、共にスポーツを支える人材の獲得につなげます。また、スポーツ関係団体等との連携を強化し、市民サービス提供の最大化を図ることで限りある資源の有効活用を進めます。

《成果指標と目標値》

	基準値（R6年度）	目標値（R12年度）
市スポーツ協会の構成員数	5,280人	5,500人
市スポーツ指導者登録バンク登録者数	—	100人

《施策》

- (1) スポーツによる関係人口の拡大
- (2) スポーツ関係団体等中間支援機能の強化
- (3) スポーツを支える人材の育成と発掘

基本目標3 スポーツでまちの経済とつながる

スキーと駅伝競技が盛んな地域の特長を生かして、全国規模のスポーツイベントなどの定着化を目指すとともに、スポーツを楽しめる環境や資源を最大限活用した滞留人口による消費拡大を図ります。また、市外からの誘客を目指した一体的な受入態勢のもとでスポーツ大会の開催や合宿の誘致を進めます。

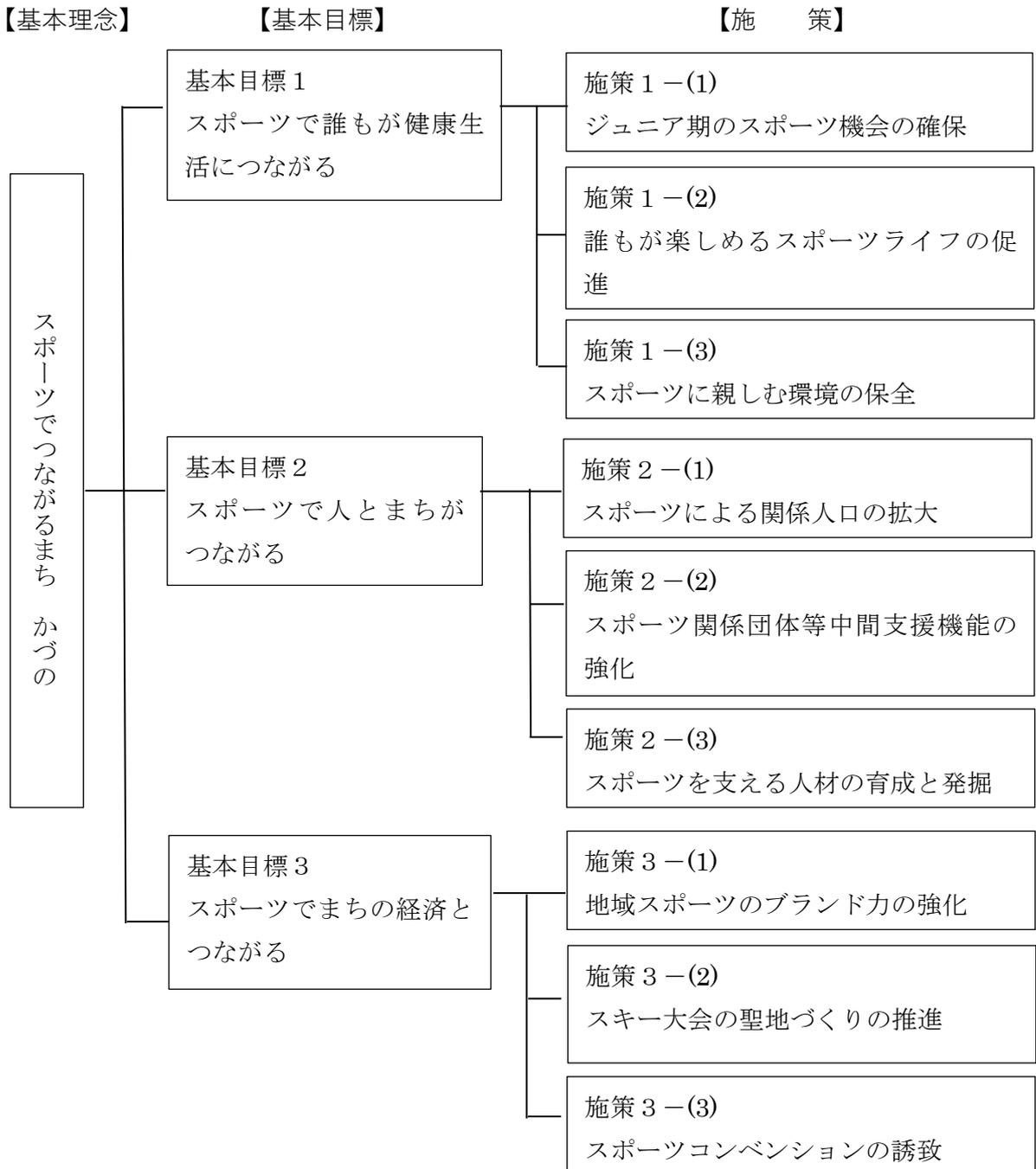
《成果指標と目標値》

	基準値（R6年度）	目標値（R12年度）
スポーツ合宿利用者数（累計）	3,069人泊	14,000人泊
主要なスポーツ行事の開催による経済波及効果（直近3か年平均）	153百万円	153百万円

《施策》

- (1) 地域スポーツのブランド力の強化
- (2) スキー大会の聖地づくりの推進
- (3) スポーツコンベンションの誘致

《基本目標・施策の体系図》



第5章 施策の展開

施策 1-(1) ジュニア期のスポーツ機会の確保

《現状と課題》

娯楽の多様化と室内遊びの拡大によるスポーツへの興味関心の低下など、子どもたちのスポーツ離れによる問題が深刻となっています。

子どもたちのスポーツ離れを食い止めるため、「遊び」を含めた日常生活の様々な場面において、身体を動かすことの楽しさを味わう経験を通して、運動やスポーツが好きな子どもを育てなければなりません。

このため、幼児期から小学校低学年の子どもたちの外遊びや運動の楽しさを広める機会を確保することが重要となります。

学校就学期におけるスポーツ活動は、少子化による児童生徒の減少や指導者不足のため、種目によってはチームが編成できない、十分な指導ができないなどの状況にありましたが、スポーツ少年団の社会体育化により、学校・家庭・地域との連携による多様な競技を選択できる環境の整備が整いつつあります。

《事業展開の方向性》

子どもの体力向上やスポーツの楽しさを経験する上で重要な役割を担っているスポーツ少年団の活動を支援し、少子化が進む中でも継続してスポーツ活動に取り組むことができるよう努めます。

また、将来にわたり、子どもたちが継続して好きなスポーツや文化活動を楽しむことができる環境づくりを目指し、段階的に部活動の地域展開を推進します。

《主な事務事業》

- ・部活動地域展開推進事業
- ・スキー駅伝ジュニア育成事業
- ・スポーツ少年団活動事業

施策 1-(2) 誰もが楽しめるスポーツライフの促進

《現状と課題》

子育て世代は、仕事や家事、育児のため忙しく、スポーツに取り組みたくてもできない状況にあります。子育て期の親が、仕事と家事、育児を両立させ、ゆとりある豊かなライフスタイルを構築することは、子どもと親の健康を維持増進させるばかりでなく、少子化に歯止めをかけることにもつながります。

仕事が生活の中心となっている 30 代から 50 代にかけての青・壮年期においては、スポーツに取り組む機会を見出すことができていない現状にあり、スポーツ実施率の低迷が浮き彫りになっています。また、余暇の過ごし方の多様化から、スポーツに取り組まない人もいます。

生活習慣病が話題となっている昨今、働く世代のスポーツ実施率の向上は本市においても重要な課題となっており、休日や退社後のスポーツ活動の推進を図るとともに、職場内で福利厚生としてスポーツや運動ができる環境づくりを進める必要があります。

高齢者のスポーツ実施率は全体的には高いものの、まったくスポーツをしない人もいるため、一人一人が生きがいをもって生活するまちづくりを進めていくためには、高齢者自らが健康とスポーツの関係を意識し、進んでスポーツに親しむ習慣を身につけることが必要となります。

保健・福祉部門と連携し、高齢者スポーツや介護予防等の情報を提供することで、地域におけるスポーツ活動への積極的な参加を促すなど、高齢者スポーツ活動の啓発が課題となります。

《事業展開の方向性》

ライフステージや身体状況等に応じて、市民の誰もが運動やスポーツを楽しみながら継続することは、生活習慣病の予防や介護予防につながり、健康寿命の延伸や医療費抑制への貢献が期待されます。こうしたことから、スポーツや運動の習慣化や日常的にスポーツや運動に触れ親しむ機会を創出することにより、年齢を重ねても健康で豊かな暮らしができる環境づくりのため、スポーツの楽しさを気軽に始めることができる市民参加型のタートルマラソンやニュースポーツ等を推進します。

《主な事務事業》

- ・生涯スポーツ実施奨励事業
- ・タートルマラソン開催事業

施策 1-(3) スポーツに親しむ環境の保全

《現状と課題》

市民の誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、スポーツ環境の整備・充実が求められています。そのため、身近で誰もが利用できる公共スポーツ施設の果たす役割は益々大きくなっています。

現在、本市には市内全域にわたり、多くのスポーツ施設が存在し、市民の健康の保持・増進のためのスポーツ活動の場として、また地域コミュニティの場として利用されています。しかしながら、利用時間帯の重複、特定施設への偏りなど、全ての施設が効率的、効果的に利用されているとはいえない状況にあり、さらなる利用促進を図っていく必要があります。また、スポーツ少年団の社会体育化により、活動の場として学校体育施設の使用が行われております。

各スポーツ施設が有する機能について情報提供しつつ市民ニーズに対応した施設・設備の整備を行うほか、老朽化した施設の計画的な統廃合等も必要です。

《事業展開の方向性》

東山スポーツレクリエーションエリアをはじめとして、各市民センターや地区体育館、土床体育館、屋外運動広場など、各地区で市民がスポーツ活動を行うための施設の営繕管理を進めます。

経年劣化による施設の維持管理費が増加傾向にあることや、今後の少子高齢化の進展に伴う人口減少とそれに伴う財政状況の見通しなどから、鹿角市公共施設等総合管理計画に基づいた適正な公共施設の管理運営を進めます。

《主な事務事業》

- ・ 体育施設整備事業

施策 2-(1) スポーツによる関係人口の拡大

《現状と課題》

本市では鹿角トレーニングセンター「アルパス」などの施設を活用したスポーツ合宿を誘致し、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進してきました。

さらに東京都葛飾区との自治体間交流によるスポーツ大会への相互参加により、参加者のみならず応援で来会する観客などが、地域の食や温泉などの観光資源を楽しめる仕組みが定着しています。

《事業展開の方向性》

地域間交流を推進し、全国各地のチームとの交流やスポーツ合宿の誘致によるトップチーム等の練習を間近で見ることが出来る機会を創出することで、次代を担う子どもたちに夢や感動を与えるとともに、スポーツによる交流を通して地域の活力創出を図ります。また、鹿角高等学校の魅力化を図ることで生徒の確保を目指します。

《主な事務事業》

- ・ スポーツ交流事業
- ・ 葛飾区スポーツ交流推進事業
- ・ 鹿角高等学校運動部魅力化事業

施策 2-(2) スポーツ関係団体等中間支援機能の強化

《現状と課題》

これまでの競技力向上策は、競争性を重視したものであり、本市においても、それぞれのチームがそれぞれの大会に向け練習に励んでいるといった状況が多くみられます。

このような方策は、競技者の育成において最も重要なジュニア期に、その時々が発達段階に応じた適切な指導や継続的な指導が行われにくく、運動障がいやバーンアウト（燃え尽き症候群）などの弊害を生み、若い競技者の能力が十分に伸ばされないといった指摘があります。

しかし、平成 29 年度よりスポーツ少年団の社会体育化が本格稼働したことにより、資格を有する指導者による適切な指導が行われておりますが、継続的な指導については、子供の卒団と同時に卒団してしまうこともあり、継続的な指導体制の確立が求められております。

競技スポーツの向上を図るためには、一貫性のある指導体制による選手育成が必要であり、一貫した指導体制の確立のためには、スポーツ団体相互の緊密な連絡協調を図る市スポーツ協会の役割は大きく、その組織強化と活動の充実が課題となります。

また、スポーツ推進委員は、市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブとも連携し、生涯スポーツの普及の役割が期待されています。

《事業展開の方向性》

鹿角市スポーツ協会、鹿角市スポーツ少年団など、様々な団体等との連携を強化し、それぞれの役割が効果的に発揮されるように必要な支援を行うことで、市民のスポーツ活動の推進力を高めます。さらにスポーツ施設の指定管理者と連携し、民間のノウハウを生かしたサービスの提供や、安全で安心な管理運営を目指し、スポーツ環境の充実に努めます。

《主な事務事業》

- ・ スポーツ関係団体中間支援機能強化事業
- ・ 体育施設管理費

施策 2-(3) スポーツを支える人材の育成と発掘

《現状と課題》

スポーツの推進には、指導者が大きな役割を果たしています。競技スポーツはもちろんのこと、生涯スポーツにおいても、スポーツをする機会の少ない人や普段スポーツをしていない人の参加を促すためにも、指導者は必要です。

しかし、市民のスポーツ活動へのニーズが高度・多様化する中、これらのニーズに対応できるスポーツ指導者が不足している状況にあります。

本市では、冬季には数々のスキー大会、夏季には駅伝大会やジャンプ・ローラースキー大会など年間を通して数多くの全国大会を開催してきましたが、開催にあたっては、競技団体等と連携しながら役員の確保を図ってきました。しかしながら、競技人口の減少や社会情勢の変化などから、必要な人員を確保することが困難となっています。

「する」スポーツ・「みる」スポーツと同様に、スポーツを「ささえる」人材の育成と活動しやすい環境を整える必要があります。

《事業展開の方向性》

スポーツ活動を支える指導者の専門知識の習得のための支援や、スポーツボランティアなどの育成・支援、組織間の連携の促進などにより、多様なスポーツ活動へのニーズに対応するとともに、市民の主体的なスポーツ活動を支える人材の育成や、体制の整備に取り組みます。

今後のスポーツ少年団活動や、部活動の地域展開を踏まえ、専門知識を有した指導者の確保に努めるとともに、スポーツを支える活動の普及・啓発を図りながら、「スポーツを支える人材」の計画的な育成・発掘に取り組みます。

《主な事務事業》

- ・スポーツ指導員等養成事業

施策 3-(1) 地域スポーツのブランド力の強化

《現状と課題》

市内を縦走し夏の風物詩ともなっている十和田八幡平駅伝競走全国大会や、冬季には、恵まれたスキー環境を活かして、多くの全国規模スキー大会が開催されてきたことは、本市のまちづくりの特長として認知が広がっています。

これらのスポーツ大会を通じて、トップ選手の走りを間近で見られることは市民に感動を与え、青少年の競技力向上につながり、スポーツへの関心を高めることにもつながっています。

本市の特長を活かしたまちづくりを進める上でも、小学生から高校生までの一貫した指導体制を確立し、継続的にトップレベルの選手を育成する仕組みづくりが必要です。

《事業展開の方向性》

全国から多くの人々が参加・観戦する大会を誘致・支援し、市民のスポーツへの意識や関心を高め、スポーツを通じた交流人口の拡大や競技者の競技力向上を図ります。

《主な事務事業》

- ・スキー駅伝小中学生大会開催事業
- ・スキー駅伝選手育成強化対策事業

施策 3-(2) スキー大会の聖地づくりの推進

《現状と課題》

本市には、全国規模のスキー大会を数多く実施している花輪スキー場をはじめとして、水晶山スキー場、秋田八幡平スキー場の3つのスキー場があります。

毎年行われている各種スキー大会では、地元選手の活躍などが大きく取り上げられ、市民に大きな感動を与えています。

また、サマーシーズンにおいても「全国ジュニアサマーノルディックスキー大会 IN 鹿角」や、全日本指定選手やジュニアの指定選手が参加する「全国ローラースキー選手権大会」を花輪スキー場ローラースキーコースで開催しており、通年で、スキースポーツの拠点となっている優位性を生かした交流人口の拡大を目指しています。

《事業展開の方向性》

スキー競技が盛んな地域の特長を生かして、全国規模スキー大会の開催地として選択される優位性を高め、定期的な滞在人口の獲得を図ります。

《主な事務事業》

- ・ スキー駅伝公認競技会開催事業

施策 3-(3) スポーツコンベンションの誘致

《現状と課題》

本市は「十和田八幡平国立公園」をはじめとした豊かな自然や、八幡平・湯瀬・大湯温泉の3つの温泉郷を有しています。また、温泉郷の宿泊施設には高い収容能力があるほか高規格道路が市域の南北を縦貫していることから交通アクセスにも恵まれています。

このような観光地としての優位性とスポーツによる誘客を結び付け、参加交流型イベントやスポーツ大会の開催、スポーツ合宿の誘致に取り組んでいますが、観光とスポーツが融合したスポーツツーリズムとして、さらなる発展を遂げることが期待されています。

《事業展開の方向性》

スポーツコンベンションの誘致にあたっては、スポーツ大会の事前合宿誘致のみを目的にせず、大会を「契機」とした地域活性化を重視した誘致を推進していくことで、継続的及び発展的な受入体制の確立を目指します。

現在の受入におけるノウハウや仕組みを発展させるとともに、全国規模の大会などを契機としてのインフラ整備や市民の興味関心を産み出していくことで、さらなる合宿誘致や市民レベルの盛り上がりを創出し、スポーツコンベンションに係る観光消費や大会開催などの施策に繋げていくことで地域一丸となった経済効果の創出を目指します。

《主な事務事業》

- ・スポーツコンベンション誘致事業
- ・スポーツ合宿奨励事業